



大切なお子さんの命と健康を守るため 予防接種を受けましょう

重大な感染症を予防！

お母さんから赤ちゃんにプレゼントされた病気に対する抵抗力（免疫）は、百日せきでは生後3か月までに、麻しんやおたふくかぜでは生後12か月までにほとんど自然に失われていきます。そのため、幼児期のお子さんは、さまざまな感染症にかかりやすく、なかには深刻な合併症や後遺症をおこしたり、命をおとしたりする危険もあります。それら感染症を予防するために予防接種があります。



予防接種の副反応とは？

ワクチンは大きく分けて「生ワクチン」と「不活化ワクチン」があります。生ワクチンは弱毒化された病原体そのものなので、体の中で増殖し、その病気に軽くかかった状態になります。不活化ワクチンは、病原体が増殖することはありませんが、体の中に入れば、異物として認識されます。どちらも体に異物が入るわけですから、一過性の副反応が起きることは体にとって普通の反応ともいえます。

ワクチンを接種した後の副反応が怖いと思っている人がいるかもしれません。しかし、実際には、接種した場所が赤く腫れたり、熱が出る程度の軽い症状がほとんどで、数日で軽快します。

一方、ワクチンを接種するよりも病気にかかった方がいいと考える人もいるかもしれません。しかし、通常軽いと思われる病気でも、なかには重症化し重い後遺症が残ったり、命を落としたりすることもあります。

ただし、ワクチンの成分に対し重いアレルギー（アナフィラキシー）がある場合や、免疫が極めて弱い人、免疫抑制剤を使用している人や特別な病気のある場合などは、主治医に相談しましょう。



予防接種・ワクチンとは？

麻しんや百日せきのような感染症の原因となるウイルスや細菌、または菌が作り出す毒素の力を弱めて予防接種液（ワクチン）をつくり、これを体に接種して、その病気に対する抵抗力（免疫）をつくることを予防接種といいます。

つまり、予防接種とは人為的に免疫をつけて、その同じ病原体が再び体に入った時に、「その病原体が増殖できないようにすること」、「病原体が気道の粘膜などで増殖しても、その人が病気にならないようにすること」、あるいは「病原体が増殖して症状が出ても軽くすむようにすること」などの効果が期待できます。

すべての感染症に対してワクチンが作れるわけではありませんが、ワクチンという予防法があるのに使用しないのはとてももったいないことです。ワクチンで防げる病気は、ワクチンで防ぎ、大切なお子さんの健康と命を守りましょう。

感染症の種類とワクチンの関係

ワクチンがない感染症

- ・ 突発性発しん
- ・ ヘルパンギーナ
- ・ 手足口病
- ・ 伝染性紅班(りんご病)
- ・ 咽頭結膜熱(プール熱)
- ・ とびひ
- ・ マイコプラズマ肺炎
- ・ RSウイルス感染症 など...

ワクチンがある感染症 (任意予防接種 ※1)

- ・ ロタウイルス胃腸炎 → ロタウイルスワクチン
- ・ おたふくかぜ → おたふくかぜワクチン
- ・ みずぼうそう → みずぼうそうワクチン
- ・ B型肝炎 → B型肝炎ワクチン
- ・ A型肝炎 → A型肝炎ワクチン
- ・ インフルエンザ → インフルエンザワクチン
- ・ ヒブ感染症 → ヒブワクチン
- ・ 肺炎球菌感染症 → 小児用肺炎球菌ワクチン

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは4月から定期接種になる予定です。

ワクチンがある感染症 (定期予防接種 ※2)

- ・ 結核 → BCGワクチン
 - ・ 麻しん(はしか)
 - ・ 風しん
 - ・ ポリオ
 - ・ ジフテリア
 - ・ 百日せき
 - ・ 破傷風
 - ・ 日本脳炎 → 日本脳炎ワクチン
- 麻しん、風しんワクチン
- 4種混合DPT-IPV
3種混合DPT
不活化ポリオIPV
など

予防が難しい
感染症

予防が可能な感染症

※1 自費の接種になりますが、一部助成があるものもあります。

予防が可能な感染症

※2 公費で接種ができます。



小児科の先生に
聞きました!!

お子さんの感染症はワクチン
で予防することが大切です



日本小児科学会小児科専門医
平間小児科医院
院長 平間 裕一 医師

予防接種はこれまで、感染症流行の防止に大きな成果をあげています。時代とともに流行がなくなってきた感染症もありますが、国民全体の免疫水準を維持するために、社会全体として一定の接種率を確保することが大切です。

一方、健康な小児にワクチンを接種することで、極めてまれに重篤な健康被害が発症することも正確に伝え、理解を得ることが重視されています。最近発症した日本脳炎ワクチン事故では、迅速に詳細な方針が示され、皆さんも安心して接種を続行しているところではないでしょうか。

生後2か月から開始されるヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの導入は、乳幼児の感染症のうち、重篤な髄膜炎の減少にとっても役立っています。私が医師になって間もないころの髄膜炎は、少しでも診断が遅れると、悲惨な結果になることがありました。

かつて、3種混合ワクチンやインフルエンザワクチンの接種は、接種した箇所の腫れや痛みなどの副反応が多く、効果が薄いなどの理由で中止になったことがありましたが、数年を経て、疾病による乳幼児の脳炎や脳症の発生が問題となり、接種が再開されました。このことは、接種の必要性が再認識された貴重な経験です。

また、ワクチンの接種後には、アナフィラキシーショックという重篤な副反応があることを知っておくことが大切です。これを防ぐために、接種してすぐ帰宅せず、20分間ほど様子を見てから帰宅するようにしましょう。

保健センターでの「集団接種」が「個別接種」に変わります

これまでの乳幼児予防接種は、保健センターでの集団接種が基本となっていました。しかし、現在では新しい種類のワクチンが増えたり、仕事などで保健センターの決められた日に接種することが難しい人や、かかりつけの医療機関で接種を希望する人が多くなりました。

このため、平成25年度から毛呂山越生医師会や関係機関の協力により、医療機関で行う「個別接種」に切り替えます。新生児については、生後2か月を迎える月の初めに保健センターから予診票を郵送します。また、すでに集団接種で開始している人は、保健センターまで必要な予診票を申請してください。



小さなお子さんが
いるご家庭必見!!



おたふく、みずぼうそう、
B型肝炎、ロタウイルスの
一部助成を予定しています

定期（公費）の予防接種ではないため、任意（自費）で接種していたものを、平成25年度から一部助成を予定しています。

WHO（世界保健機関）では、「ヒブワクチン」、「小児用肺炎球菌ワクチン」、「B型肝炎ワクチン」、「ロタウイルスワクチン」はどの国でも定期接種に組み入れて、国民を守るように指示しています。また、「おたふくかぜ」と「みずぼうそう」も先進国では導入することが望ましいと勧告しています。

昨年の国の予防接種審議会でもこれらのワクチンについては「定期化」すべきであるとの提言がまとめられています。つまり、任意の予防接種の必要性は定期接種と変わらないことがわかります。

詳しくは、4月以降の町のホームページや5月1日号の広報をご覧ください。

ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん^{けい}予防ワクチンが定期（公費）化されます

平成23年度から国の予防接種緊急促進事業により助成が始まったこれらのワクチンは、予防接種法の改正に基づき、平成25年度から定期（公費）化される予定です。

積極的な勧奨の対象者（ヒブワクチン・小児用肺炎球菌では生後2か月、子宮頸がん予防ワクチンでは中学校1年相当の女子）には、保健センターから予診票が届きます。それ以外で接種をご希望の人は、保健センターまで予診票を申請してください。

【接種対象者】

- ヒブワクチン・・・生後2か月から5歳に至るまで
- 小児用肺炎球菌ワクチン・・・生後2か月から5歳に至るまで
- 子宮頸がん予防ワクチン・・・小学校6年生から高校1年生相当の女子

※接種回数、間隔などの詳細は保健センターまでお問い合わせください。

平成25年4月からお子さんの 予防接種が変わります！





日本脳炎予防接種の対象者について

4月からの日本脳炎予防接種は、3歳、4歳のお子さんに加えて、次の人も対象となります。

●第1期初回

平成17年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（小学校1、2年生相当）

※小学1、2年生のお子さんがいる保護者は、母子手帳を確認し、日本脳炎の第1期接種が不足している場合は、接種を受けましょう。

●第1期追加

平成15年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人（小学校3、4年生相当）

※第1期初回が済んでいる人

●第2期

平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人

※第1期追加が終了している人

予防接種についてのお問い合わせ

毛呂山町保健センター

☎ (294) 5511

お気軽にご相談ください



BCGの接種対象年齢が拡大されます

これまでのBCG予防接種は、生後6か月までに接種することとされていました。しかし、BCGは生ワクチンなので、生後3か月未満での接種はすすめられていません。また、最近では予防接種の種類が増えて、6か月までに接種するスケジュールが非常に組みにくくなっています。

このため、平成25年度からは、接種年齢の上限を1歳までとしたうえで、標準的な接種期間を生後5か月から8か月未満とします。

【これまで】

生後6か月に至るまで

（標準的な接種期間は生後3か月以上）



【平成25年4月から】

生後1歳に至るまで

（標準的な接種期間は生後5か月から8か月未満）

長期にわたる疾患などのため定期接種を受けられなかった場合の対応について

平成25年1月30日、予防接種法施行令の一部が改正され、免疫機能の異常などで、長期にわたる重篤な疾患などのため定期接種を受けられなかった人が、その疾患などがなくなった後に速やかに接種するときは、予防接種法で定められた対象年齢を超えていても、定期接種（公費）として実施できるようになりました。詳細については、保健センターまでお問い合わせください。



私たちも協力します！

最近、子どもの予防接種の種類が増え、接種の方法も複雑になってきています。感染症からお子さんを守るために、私たち医師会も予防接種に協力していきたいと考えています。

予防接種のご相談がありましたら、私たち接種協力医にご相談ください。



毛呂山越生医師会 会長
ゆずの木台クリニック
院長 鈴木 将夫 医師

